

(別紙1)

協賛者申込みの不受理について

- 1 協賛金申込者（以下「申込者」という。）が下記の項目のいずれかに該当すると認められる場合は、協賛金申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨を通知するものとする。
 - (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体及び特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのある者
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - (4) 小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号）第7条に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者
 - (5) 北条早雲公顕彰五百年事業及び小田原開府五百年事業について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある者
 - (6) その他法令又は公序良俗に反する者など会長が不適當と判断する者

- 2 協賛金申込受理書を発行した後であっても、前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対しその旨を通知するものとする。原則として、協賛金及び協賛物品または相当金額を返戻するものとする。